3、各島に小形の記念碑を建てる。

備　考

1、フォート、リチャードソン及び沖縄島に関しては、別途に行う。

2、送還した遺骨のうち、氏名の判明せるものは、その遺族に交付し、残りは国において納骨堂を建てて納骨することを建前とする。

（別添　六）

（昭和二七年十月二三日　外務省情報文化局）

米国管理地域に存する遺骨の慰霊及び内地送還に関する

外務省情報文化局長談

一、及び二、略

三、右島岬のうち、最後の二ヶ所を除いた各島を巡訪する派遣団の出発は、十一月下旬頃の予定である。なお、沖縄については既に現地側の協力を得て実施中であり、またホォート・リチャードソンについては日本政府出先機関において実状調査の上今回の遺骨送還とは別途に実施する予定である。

（別添　七）

（米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する引揚援護庁長官談）政府は、かねてから南方諸地域にある戦没者の遺骨の送還と、その慰霊につき関係国と折衝中であったが、このたび米国の好意によってサイパン島外七島の遺骨の収集、送還及び慰霊を行うことができるようになった。

以下略

援発第七五六　号

昭和三十年六月二十五日

厚生省引揚援護局長

総理府南方連絡事務局長　殿

沖縄近海に沈没している日本籍船中の遺骨処理について（回答）

総南連第三七七号による標記については、当局としては、氏名の判明する遺骨は遺族に引き渡し、その他のものは、将来国において建立する予定の無名戦没者の墓（仮称）に収納する方針であるから左記事項に御留意のうえ、出来うる限り、これら遺骨遺留品を揚収のうえ、内還のことに取計い願いたい。

なお遺族等に対する応酬の含みまでに、琉球諸島米国民政府布令第一四二号および

沈没艦船処理に関する民政府並びに琉球政府の意向等御通知を得たい。

記

一、作業に際しては、出来うる限り、遺骨並びに遺留品を毀損しないよう留意されたいこと。

二、収骨に際しては、将来遺骨の氏名判定の資料となるべき当該遺骨の発見場所及びその附近にあった遺骨等について、判明しうる限りの詳しい記録を作成されるよう配慮されたいこと。

三、収容した遺骨は、現地においてだひに付されたいこと。

四、遺骨の揚収後より、当局に引き取るまでに要した諸経費（火葬、納骨箱作製および輸送に要した実費）については、請求を俟って当局において支弁するものであること。

（終）

総南連那第八〇四号
昭和三十年十二月十五日

第一援護係

南方連絡事務局長

那覇日本政府南方連絡事務所長　殿

沖縄地域における遺骨処理について

標記の件に関しては、昨年八月二十四日付総南連那第三三〇号、同じく十一月三十日付総南連那第四八一号、十月十五日付事務連絡第五九号及び本年三月十二日付総南連那第一三一号をもって夫々連絡したところであるが、去る八月に貴所を煩わして蒐集した現地の調査に基き、数次に亘り厚生省とも協議し、一応本年度予備金支出による実施方に関する予算措置につき大蔵省と折衝致して来た。現在の状況では予備金支出による実施は時期的にも困難となって来たが、来年度の本予算に計上される見込みが強くなったと思われるので、更に引続き交渉を継続致している。ついては、来年度本予算も今月末頃には内定の運びになると予想され、これが予算計上方を強力に推進するためには、予め米側のこれに関する同意協力の内諾を得ておく必要があるので、甚だ急で時間的余裕も少いが取あえず、別添（一）の趣旨を御含みの上米側に説明し、特に左記事項につき琉球列島米国民政府及び琉球政府の内意を打診し、本年末までに回報を煩わしたい。

なお、予算計上が確定した場合における正式了解の取付けについては追って通知する。

備考

予備金交渉の際に大蔵省に提出した資料は別添（二）の通りであるが、本資料は、現地調査に対する回答も未着の所多く且つ所要経費等についての報告も充分なる検討が加

えられないものが大部分であり、かつ改めて照会する時間的余裕もなかったので当局において可然推定して必要経費を算定したものである。

また本件予算額も、どの程度承認されるかは不明であり、予算額につき査定された場合には更に具体的実施計画を改めて貴地において作成して貰う必要があるので、本予算資料は、貴所内の研究資料として利用せられ、琉球政府関係幹部以外に対して秘として取扱われたい。

記

一、日本政府としては沖縄戦において死亡した軍人、軍属等の遺骨の収集並に処理を致したいので、これが実施につき米民政府並に琉球政府の了解と協力を得たいこと。

二、遺骨収集並に処理の具体的実施には琉球政府が中心となり、市町村その他の団体協力を得て実施致したいが、協力に要する経費は日本政府において予算を編成し、事務委託費として琉球政府に一括交付したい希望をもっているので了解を得たいこと。

三、遺骨収集を行う場合には、不発弾等の処理を要する箇所が、かなりあるものと思われるので、不発弾等の処理につき特に米側の好意的協力を煩わしたいこと。

四、本土並に沖縄における戦没者遺族の間に総合納骨堂の建立の要望が強く、また今回の計画による収集遺骨中氏名不明のもの並に撤去の必要ある市町村納骨堂の遺骨等を収納する必要があるので、那覇市又はその附近の適当な地に総合的納骨堂を建立したいので、米民政府並に琉球政府の了解と協力を得たいこと。

別添（一）

沖縄地域における遺骨収集処理の趣旨とその要領（案）

一、趣旨

今次大戦に際し全島が戦場となった沖縄地域における戦没者の遺骨は、軍人、軍属等十余万に上ると推定されている。沖縄現地においては、終戦後より一般住民自らその資力並に労力を地元市町村に奉仕し、近傍に散乱していた遺骨、遺品をできるだけ収集すると共に約二百ヶ所に納骨堂を建立して手厚く英霊の祭祀を続けてきているのであるが、いまなお、山野、自然壕等には未収集のまゝ放置されている遺骨が少なくなく、また、収集遺骨を奉納している既存納骨堂の状況もその補修整備を必要とするものが少くないと思われる。これに関して本土並に沖縄における遺家族より未収集遺骨の収集、納骨堂の補修整備等に関し強い要望が行われて来た。よって日本政府としても沖縄戦において戦没した遺霊の冥福を祈り、それら遺家族の要望に応えるため左の要領によって沖縄地域にある遺骨の措置を行うものとする。

二、要領

（１）実施前における措置

イ、本件予算が決定したあと那覇日本政府南方連絡事務所長を通じて本件実施に

関し琉球列島米国民政府並びに、琉球政府の協力方につき正式に了解を求める。

ロ、前項の了解を取付けた後、琉球政府行政主席に対し政府より協力方を依頼し、琉球政府の主管部局と具体的計画につき協議を行う。

ハ、前項の協議を行った後、本件実施の協力に要する経費を琉球政府に事務委託費として交付する。

（2）計画の内容

本件計画は、遺骨の収集、納骨堂の補修、整備及び総合納骨堂の建立の三つとし、それぞれ左記によって実施するものとする。

① 遺骨の収集

イ、遺骨の収集は琉球政府が中心となり、必要に応じ各市町村、各種団体の協力を求めて実施する。

ロ、遺骨の収集は、ハブ等の危険性を避けるため十二月上旬より翌年三月下旬に至る期間を選び実施する。

ハ、収集する箇所は、埋没箇所不明確な所、発掘に多額の経費を要する所、落盤等の危険の大なる所等、事実上収集が不可能と認められるものはこれを除き、出来るだけ全地域に亘り、極力収集するものとする。

ニ、収集箇所は、琉球政府が那覇日本政府南方連絡事務所と協議して決定する。

ホ、不発弾の処理を要する箇所についてはその処理につき米軍に協力を要請する。

ヘ、収集遺骨中、氏名が判明するものについては、本土出身者分は本土へ還送し、島内出身者分は夫々遺族へ伝達する。氏名不明分は新たに建立する総合納骨堂又は最寄りの納骨堂に収骨する。

② 納骨堂の補修整備

イ、市町村における既設の納骨堂の中、補修を必要とするものに対しては、日本政府より琉球政府を通じ、予算の範囲内でその補修費を交付する。

ロ、既設納骨堂の中、移転を必要とし又はその要望にあるものについては、その遺骨を新たに建立する総合納骨堂又は最寄りの適当な納骨堂に移転するものとする。

③ 総合納骨堂の建立

イ、総合納骨堂は各市町村内に散在している既設納骨堂より分骨を収骨し、併せて新たに収集される遺骨を収納するものとする。

ロ、総合納骨堂は、那覇市内又はその近郊の適地を求めて建立するものとする。

ハ、総合納骨堂はその建立に要する経費を日本政府において負担し、琉球政府においてこれ等が建立に当るものとする。

ニ、総合納骨堂の建立の場所等については那覇日本政府南方連絡事務所と琉球

政府と協議して準備を進めることとし、遺骨収集に着手する頃までに完成するように計画する。

ホ、総合納骨堂が完成した後において慰霊祭を挙行する。

那第二二号

昭和三十一年一月十一日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長　殿

沖縄地域に於ける遺骨処理について

昭和三十年十二月十五日附総南連那第八〇四号の標記の件に関し既に電報した如く琉政側には異存無く米民政府と接渉中の別添の如き回答したが、念の為担当官にその主旨を問い正した。本件に関しては一九五二年（月・日は確とせず）に日米間に正式の標題と或は相異あるかも知れず－なる取極が既に存して居り本件の場合もその線で処理してもらいたいが若し右取極の範囲を越える処置を必要とするものであれば在東京米国大使館に更めて申入れをする様にとの回答であったので更に当事務所内に前記文書が存在するか否か調査したるも発見出来ず、従ってこれ以上突進んだ対民政府接渉のほどこし様が無いので右事情をお含みの上本局に於て然る可く処置されたく尚前記文書存在せば当事務所へも至急送付されたい。

事務連絡第一号　　第一援護係

昭和三十一年一月十一日

南方連絡事務局第二課長

那覇日本政府南方連絡事務所長　殿

沖縄地域における遺骨処理について

標記の件については旧　二十七日付那発電六三号をもって中間報告があったのであるが、去る一月六日昭和三十一年度予算の内示があり、本件に関して八〇〇万四〇〇〇円を要求していたのに対し、四三二万四千円の内示があったので、本件はこの予算の範囲内で概ね旧ろう十五日付総南連那第八〇四号別添（一）の要領に基いて、来年度中に実施出来る見込がついた。

ついては、正式交渉は予算成立後貴官とも協議の上取進めたいが米民政府に対する非

公式了解の取付方に関しては引続き促進せられその結果を回報せられたい。

追って右内示金額中琉球政府に対する委托費は予算折衝上援護法関係、軍人恩給関係、復員関係等委托費と一括計上する等のことも考慮せられるのでその点御含み置かれたい。

総南連那第一二三号　　第一援護係

昭和三十一年二月二十日

南方連絡事務局長

那覇日本政府南方連絡事務所長　殿

沖縄地域における遺骨処理について

標記の件に関しては、其の後本局において外務省と対米折衝の進め方につき内々打合せを致しているが、これが折衝を開始するにつき必要であるので左記資料を至急送付願いたい。

なお対米折衝案として外務省に送付するものは一応別紙の如きものを考慮しているので御含みおき願いたくこれに関し何か御気付の点があれば併せて回報せられたい。

記

一、遺骨の未収集地域及びそのうち収集可能地域（軍の接収地域内にあり確認出来ないものはその旨明記しおかれたい）

二、収集可能推定柱数（琉球政府において推定した資料なく新たに市町村に照会する必要があれば、日時を要すると思われるので従前の資料によることと致し、必ずしも報告の要なし）

三、納骨堂の総数及び移転を要し又は移転を希望する納骨堂の所在地及びその数

四、沖縄戦で戦没した本土出身者の数と現地出身者の数につき厚生省に対しその推定数の調査依頼中であるが、琉球政府において現地出身戦没者の概数の調査があればその数（出来得れば軍人軍属と一般戦闘協力者別に）

沖縄地域における遺骨処理の計画概要

（対米折衝のため外務省に提出予定の案）

今次大戦中沖縄において多数の旧日本軍人、軍属及び戦斗に協力を命ぜられた者が戦没したのであるが、これらの遺骨処理については従来日本政府において何等の経費を負担しなかったにも拘らず、現地においては関係当局がその大部分を収集し本土出身者で氏名判明のものは本土に還送され氏名不明のものについては各市町村等において建立された納骨堂に安置し祭祀を続けられておられることは日本政府として誠に感謝に堪えな

いところである。

然しまだ山間僻地自然壕等若干の地域において遺骨が未収集のまま残存しており、現地及び日本々土の遺族関係者よりこれらの速かな処理について度々強い要望がなされて来た。

ここにおいて日本政府として現地官民の従前の措置に感謝するとともに現地及び本土の遺族の要望に応えるため琉球列島米国民政府及び琉球政府の協力を得て左記により戦没者の処理を行うものとする。

記

一、今回の沖縄における遺骨処理は先に実施した米国管理下の太平洋諸島における遺骨処理の場合の如く遺骨収集慰霊団を本土より派遣することをせずこれを琉球政府に委託して行うこととし、その必要な経費を一括琉球政府に委託費として交付するものとする。

二、遺骨の収集については予めその未収集の地域を調査し、遺骨が山野に散在しておるもの、自然壕等のうちその収集に危険性が少い場所にあるもの及び埋没箇所明確にして発掘容易なるもの等を出来得る限りこれを収集するものとする。

その収集の時期は昭和三十一年十一月から翌年三月までの期間を予定する。

三、収集された遺骨で氏名が判明するもののうち本土出身者の分は本土に還送し、沖縄出身者の分は現地においてそれぞれ遺族へ伝達する。

四、収集された遺骨で氏名が判明しないものは新たに納骨堂を建立しこれに納めるものとする。

また既設納骨堂でその移転を余儀なくされているもの、またはその移転を希望しているものの遺骨及び将来発見せられることのある遺骨は新設する納骨堂に納めるものとする。

新設納骨堂の敷地は、遺族の参拝の便宜等のため出来得る限り那覇市内又はその近郊に適地を求めるものとする。

五、新設納骨堂に遺骨が納められた後簡易な供養を行うものとする。

六、既に市町村等により設置された納骨堂については、その補修供養等の経費に充てるため一、の委託費の中から市町村等に対し供養料を交付し謝意を表するものとする。

七、本件の具体的細部の項目については、琉球列島米国民政府、琉球政府及び那覇日本政府南方連絡事務所とが協議して決定するものとする。

八、日本政府は本件処理に要する経費（従来の遺骨処理につき日本政府の支払うべきものがあればそれを含む）として約四〇〇万円を交付する用意がある。

亜一第三三一号

昭和三十一年四月七日

外務省アジア局長

南方連絡事務局長　殿

沖縄地域における遺骨処理に関する件

三月十二日付総南連第二二三号貴信に係る本件に関しては、四月四日付口上書をもって、在本邦アメリカ合衆国大使館あて申入れておいたので、右口上書写及び附属計画資料一部添付の上右通報する。

亜一第四四八号

口　上　書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、沖縄地域を含む合衆国管理下の太平洋諸島に存する日本戦没者遺骨の内地送還に関し、同大使館から同省に通報した一九五二年十月六日付口上書第七二二号及び同省より同大使館にあてた昭和二十七年十月二十日付口上書亜五第八八五号に言及し、次のとおり申し述べる光栄を有する。

合衆国管理下の太平洋諸島に存する本件遺骨処理は、合衆国政府の好意的配慮により、さきに沖縄地域を除き実施済であるが、従来の実施計画からもれた該地域については、前記外務省口上書末段に申し述べたとおり、別途計画する予定であったところ、今後、日本国政府南方連絡事務局において、別添計画概要により、該地域における日本人戦没者の遺骨処理を実施すべく計画している。

外務省は、ここに右計画概要及び関係資料を送付するとともに、アメリカ合衆国政府関係当局が右に対し、好意的検討を加えられ、本計画の実施につき、何分の意向を回報されんことを要請する。

昭和三十一年四月四日

総南連那第二三九号　　（第一援護係）

昭和三十一年四月十七日

南　方　連　絡　事　務　局　長

那覇日本政府南方連絡事務所長　　殿

沖縄地域における遺骨処理に関する件

今般外務省アジア局長から標記の件に関して別添写のとおり在本邦アメリカ合衆国大使館あて口上書をもって申し入れた旨通知があったので、右御参考までにお知らせする。

なお、本件は目下外交折衝中であるので取扱に御留意ありたい。

（仮訳）

沖縄に於ける戦死者の遺骨処理と題する一九五五年十二月二十八日附、貴簡を受領しここに了承致しました。

戦場にたほれたこれ等不幸な人の遺骨処理について述べられた貴官の関心事は合衆國並に合衆國国民が心からの同情を以て考えて居る所のものでもあります。

貴國政府も思い起さるゝ如く、比の方針に従ひ、合衆國政府は琉球列島を含む総ての地域に於て遺骨が見出されたる場所で右遺骨を処理する権限に対する一九五二年の日本政府の要求に応えました。これが一九五二年の日米両國政府間の協定の主題であったのに鑑み、右の米国を越えるものであれば如何なる提案も総て当該の在東京米國当局に提出さるおきものと思考します。

亜第八〇二号

昭和三十一年八月二十三日

外務省アジア局長

総理府南方連絡事務局長　　殿

沖縄地域における戦没者の遺骨処理に関する件

三月十二日付貴信総南連第二二三号をもって申越の本件に関し四月四日当省より在本邦アメリカ合衆国大使館あて口上書をもって申入れておいたところ、今般同大使館より別添口上書写のとおり（１）日本側計画の実施には異議ない、（２）本計画の具体的細部の項目については那覇南方連絡事務所及び琉球列島米国民政府と協議して決定する、及び（３）新設納骨堂の場所の選定は米国民政府の承認を要する旨の回答があったので右通報する。

総南連那第六〇八号　　（第一援護係）

昭和三十一年八月二十九日

南方連絡事務局長

那覇日本政府南方連絡事務所長　　殿

沖縄地域における遺骨処理に関する件

標記の件に関し外務省から在本邦米合衆国大使館あてに口上書をもって申入れをなし米国政府当局と外交折衝中であったことについては、本年四月十七日付総南連那第二三九号をもって通知したところであるが、今般、右につき、米合衆国大使館から回答があった旨別添写のとおり外務省アジア局長から連絡があったので、前記総南連那第二三九号をもって送付した「沖縄地域の遺骨の処理計画概要」に基き、

（イ）　遺骨収集の場所
（ロ）　新設納骨堂の場所並びにその規模
（ハ）　移転希望市町村納骨堂の場所
（ニ）　慰霊行事の予定日時及びその実施要領
（ホ）　市町村納骨堂修理供養費の交付要綱
（ヘ）　米軍の不発弾処理に関する協力

その他米民政府と協議すべき細目につき内々琉球政府の意見を徴して作成のうえ、遂次米民政府と協議を進められ、その結果につき報告せられたい。

なお、本件処理に要する経費は、前金払として九月末までに配賦できるよう手続中であるので、念のため申添える。

那厚第一七八号
昭和三十一年十一月二十九日

那覇日本政府南方連絡事務所長

琉球政府行政主席
当　間　　重　剛　　殿

遺骨処理に必要な事務委託について

当所と琉球列島米国民政府との協議に基き、北緯二十七度以南の南西諸島における遺骨収集、納骨堂の移転、並びに綜合納骨堂の建設等遺骨処理に伴う業務を、左記委託金額を以って貴政府に委託し御協力を煩らわす事となったので、宜しく御取り計らい願いたい。

記